**物　品　売　買　請　書**

１　件　　　　　名

２　契　約　金　額　　　金　　　　　　　　　　　　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）　金　　　　　　　　円

　　内　　　　　訳　　　別紙のとおり

３　履　行　場　所

４　履　行　期　限　　　令和　　年　　月　　日まで

　上記の物品売買について、次の契約条項により履行することをお請けします。

令和　　年　　月　　日

発注者

群馬東部水道企業団　企業長　清水　聖義　様

受注者　　　　住　　　　所

　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（契約条項）

第１条　頭書の物品を頭書の期間内に仕様書及びその他の書類に基づき完了すること。

第２条　この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承しないこと。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りでないものとする。

第３条　受注者の責めに帰する理由によって、頭書の履行期限までに物品を納入することができないときは、その理由を明らかにして期限内に届け出ること。この場合において、期限後に納入する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして発注者の承認を受け、遅延違約金（未済部分の相当額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定した割合を乗じて得た額）を支払い、物品を納入すること。

第４条　受注者は、物品を納入したときは、遅滞なく発注者に対して納品書を提出しなければならない。

２　発注者は、前項の納品書を受理したときは、その日から１０日以内にこれを検査しなければならない。

３　前項の検査の結果、不合格となった物品について引換え又は補修を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該引換え又は補修を行い、発注者に納品書を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

４　受注者は、検査合格したときは、遅滞なく当該物品を発注者に引渡すものとする。

第５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　その責めに帰すべき事由により期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に物品を納入する見込みが明らかにないと認められるとき。

⑵　契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。

⑶　⑴から⑵に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

⑷ 受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者が、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　発注者は、第１項の規定によりこの契約を解除し、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第６条　受注者は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者からこの契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為を受けた場合は、その旨について、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。なお、下請業者又は業務関係者（以下「下請業者等」という。）が不当要求行為を受けた場合は、受注者に速やかに報告することを当該下請業者等に指示し、その旨について下請業者等から報告を受けた場合は、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。

第７条　受注者は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

⑴　天災その他の不可抗力により業務を完了することが不可能となったとき。

⑵　発注者が契約に違反し、その違反により履行することが不可能となったとき。

２　受注者は、前項２号の規定によりこの契約を解除したことによる損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。

第８条　受注者は、物品の納入後１年以内に発注者の正常な管理のもとにおいて生じたと認められる故障又は発見された瑕疵については、発注者の請求により受注者の負担で修理又は交換するものとする。

第９条　発注者及び受注者は、この契約の履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。また、この契約の履行に当たる受注者の使用人も同様に義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

第１０条　本書に定めのない事項については、必要に応じて当事者協議の上、定めるものとする。